

福岡県医発第1870号(地)

平成20年1月18日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

医師の労働者派遣について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長及び職業安定局長連名により労働者派遣法施行令等の改正が行われた旨、日本医師会を通じて別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、深刻な医師不足の状況において地域に必要な医師を確保するため、昨年5月31日に政府・与党において取りまとめられた「緊急医師確保対策について」を受け国レベルの緊急臨時的医師派遣システムが構築されたほか、都道府県による地域の実情に応じた医師確保対策が講じられておりますが、医師不足に緊急に対応するため、また、地域の拠点病院からの医師派遣が必要となるため、医師の労働者派遣規制を見直すものです。

今回の改正では、病院又は診療所の開設者が派遣元事業主として、その自らが雇用する医師を、へき地以外の病院又は診療所に労働者派遣することが認められております(へき地への医師の労働者派遣は従前から認められています。本通知にいう「へき地」の定義は、厚生労働省通知をご参照ください)。

また、本件の仕組みは、①医師不足が深刻な病院又は診療所(派遣先)からの要請に応じて、②医療法に基づく医療対策協議会における協議を経て、③都道府県が認めたときに、④(派遣元)病院又は診療所の開設者が医師の労働者派遣を行うというものです。

なお、日本医師会「グランドデザイン2007各論」では、「地域における医師の確保策は、それぞれの地域の特性や事情が反映されたものでなければならず、地域医療対策協議会等における都道府県医師会及び郡市区医師会による指導力の発揮が期待される。」としておりますが、日本医師会では、医療対策協議会によるチェック機能の必要性を厚生労働省に対して主張されております。

その結果、医療対策協議会には、前段の役割に加え、①労働者派遣の開始後も派遣先の病院又は診療所において適正なチーム医療が確保されているかの確認、及び②派遣元事業主である病院又は診療所に対する適正運営の確認などの役割が示されてお

ります（１２頁）。

また同時に、医療法人の附帯業務を拡大し、医療従事者の労働者派遣事業を追加する厚生労働省医政局長通知が発出され、日本医師会を通じて周知方依頼がなされております。本附帯業務拡大では、上記労働者派遣、及び従前からある医療従事者の労働者派遣が対象となっております。

つきましては、貴会におかれましても上記二件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

会長 副会長 副会長 専務 理事 事務長 課長 係長 係



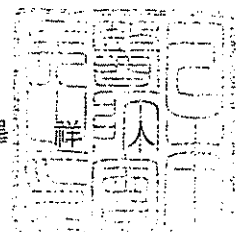
日医発第 912 号 (地 I 160)

平成 20 年 1 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



医師の労働者派遣について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

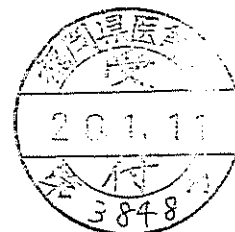
さて今般、労働者派遣法施行令等の改正が行われ、厚生労働省医政局長及び職業安定局長連名により関係通知が発出されました。

本件は、「緊急医師確保対策について」(政府・与党。平成19年5月)により構築された国レベルの緊急臨時的医師派遣システムや、都道府県による地域の拠点病院からの医師派遣の必要性を踏まえ、医師の労働者派遣規制を見直すものです。

今回の改正では、病院又は診療所の開設者が派遣元事業主として、その自らが雇用する医師を、へき地以外の病院又は診療所に労働者派遣することが認められています(へき地への医師の労働者派遣は従前から認められています。本通知にいう「へき地」の定義は、厚生労働省通知をご参照ください)。

また、本件の仕組みは、①医師不足が深刻な病院又は診療所(派遣先)からの要請に応じて、②医療法に基づく医療対策協議会における協議を経て、③都道府県が認めたときに、④(派遣元)病院又は診療所の開設者が医師の労働者派遣を行うというものです。

なお、日本医師会「グランドデザイン2007各論」では、「地域における医師の確保策は、それぞれの地域の特性や事情が反映されたものでなければならず、地域医療対策協議会等における都道府県医師会及び郡市区医師会による指導力の発揮が期待される。」としておりますが、本会として、医療対策協議会によるチェック機能の必要性を厚生労働省に対して主張して参りました。



その結果、医療対策協議会には、前段の役割に加え、①労働者派遣の開始後も派遣先の病院又は診療所において適正なチーム医療が確保されているかの確認、及び②派遣元事業主である病院又は診療所に対する適正運営の確認などの役割が示されております（１２頁）。

また同時に、医療法人の附帯業務を拡大し、医療従事者の労働者派遣事業を追加する厚生労働省医政局長通知が各都道府県知事等宛に発出されるとともに、本会に対してもその了知方依頼がなされております。本附帯業務拡大では、上記労働者派遣、及び従前からある医療従事者の労働者派遣が対象となっております。

つきましては、貴会におかれましても、上記二件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

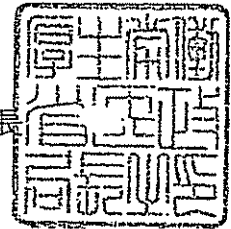
また、貴都道府県医療対策協議会における協議や労働者派遣事業の運営等につきましても、適切なご対応をしていただきたくお願い申し上げます。



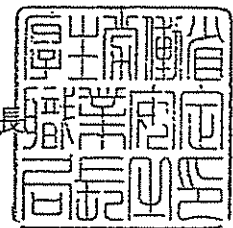
医政発第 1214004 号
職発第 1214001 号
平成19年12月14日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省職業安定局長



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備
等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成19年政令第376号。以下「改正政令」という。)、 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成19年厚生労働省令第149号。以下「改正派遣省令」という。)及び「医療法施行規則の一部を改正する省令」(平成19年厚生労働省令第148号。以下「改正医療省令」という。)が本日公布され、同日より施行されることとなったところである。

その改正の趣旨・概要等は下記第1のとおりである。また、今般の改正に際し、労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣制度について関係者に対する周知を図るべきとの指摘があったこと等を踏まえ、労働者派遣制度の趣旨・概要その他の留意点について、下記第2から第4までのとおりとした。これらについて御了知の上、管内市町村、関係団体等にその周知徹底を図って

いただくとともに、その円滑な運用に万全の対応をしていただくようお願いしたい。

併せて、今般の改正により新たに派遣先となる病院又は診療所（以下「病院等」という。）に係る情報提供については、下記第5のとおりであるので、これについても万全の御対応をお願いしたい。

記

第1 改正の趣旨・概要等

1 改正の趣旨

医療関連業務については、病院等が派遣労働者となる医療資格者を特定できないことによるチーム医療に対する影響への懸念という医療政策上の配慮から、原則として労働者派遣事業の適用除外業務としている。他方、医業に係る派遣労働者の就業場所がへき地（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「政令」という。）第2条第2項に規定するへき地をいう。以下同じ。）にある場合（以下「へき地の場合」という。）については、深刻な医師不足の状況に対応して医師の確保の選択肢の一つとして医師の労働者派遣を認める必要性が高いこと等から、これを労働者派遣事業の適用対象業務としている（平成18年4月1日施行）。

一方、医師確保対策については、全国各地の医師不足を訴える声に応え地域に必要な医師を確保するため、本年5月31日に政府・与党において取りまとめた「緊急医師確保対策について」を受け、国レベルの緊急臨時的医師派遣システムを構築することとし、その対象を一定の要件を満たした病院としているが、医師不足に緊急に対応するため、へき地以外の場所にある病院等もその対象とする必要が生ずる場合がある。また、国レベルの緊急臨時的医師派遣システムによるほか、都道府県による地域の実情に応じた医師確保対策として、例えば、地域の拠点病院から医師が不足している病院等に対して医師を送り出す必要が生ずる場合など、へき地以外の場所においても医師の労働者派遣を認める必要が生ずる場合もある。

これらを踏まえ、地域における医師確保対策を適切に実施するため、現行のへき地の場合に加え、医業に係る派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには医師を派遣労働者として従事させる必要があると認められる病院等である場合についても、労働者派遣の形態による医師確保を可能とすることにより、地域医療の確保に資することとしたものである。

なお、今回講じる措置については、医師確保の選択肢の一つとして労働者派遣の形態によることを可能とする趣旨であり、医師確保に当たって必ず労働者派遣の形態によらなければならないこととするものではない。また、従前から行われている人事異動や退職・再就職等の形態による医師確保は、労働者派遣の形態による医師確保とは異なるものであり、本通知の対象となるものではないが、その場合についても他の労働関係法令を遵守すべきことは当然であるので、御留意いただきたい。

(※) へき地とは、政令第2条第2項に規定する離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の区域等を含む市町村をいい、具体的には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成18年厚生労働省令第70号）に掲げる市町村をいう。

2 改正政令の概要

現行のへき地の場合に加え、医業に係る派遣労働者の就業場所が、「地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所」である場合についても、労働者派遣事業の適用対象業務としたこと。

なお、改正政令の新旧対照表については、別添1を参照されたい。

3 改正派遣省令の概要

2の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所としたこと。なお、改正派遣省令の新旧対照表については別添2を参照されたい。

① 都道府県が医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12第1項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院等であって、厚生労働大臣が定めるもの

② ①の病院等に係る患者の居宅

4 改正医療省令の概要

医師不足が深刻な病院等からの要請に応じて、医療法第30条の12第1項の規定に基づき、都道府県が地域の医療の確保を図るための必要な施策として、各都道府県が設ける医療対策協議会（以下「医療対策協議会」という。）

における協議を経て、医師を派遣労働者として診療に従事させることを認めるに当たっては、病院等の開設者が労働者派遣を行うものとするを明らかにしたこと。

また、3①のとおり、医療対策協議会の協議を経て認められた派遣先である病院等において、新たに医師を派遣労働者として診療に従事させるに当たっては、当該医療対策協議会の協議を経る必要があることを明らかにしたこと。

なお、改正医療省令の新旧対照表については、別添3を参照されたい。

5 留意事項

- (1) 3①の「協議」とは、医療対策協議会における協議をいい、都道府県からの要請を受け、国レベルの緊急臨時的医師派遣システムにおける地域医療支援中央会議において医師確保を図ることを決定し、その対象となる病院等を管轄する都道府県が設ける医療対策協議会においてその旨を確認する場合を含むものであること。
- (2) 3①の厚生労働大臣が定める病院等については、第5に規定するところにより対象となる病院等を把握した上で、厚生労働大臣告示により定める予定であること。この際、医療対策協議会の協議をもって派遣先となる病院等を認めた日、当該医療対策協議会の名称及び労働者派遣の期間を併せて告示する予定であること。
- (3) 3①の厚生労働大臣が定める病院等は、その所在地がへき地以外の市町村にあるものであること。
(※) その所在地がへき地にある病院等については、今般の改正前においても医業に係る労働者派遣事業を実施することが可能。
- (4) 3②は、3①の病院等から往診を行う場合を想定していること。
- (5) 医療対策協議会において対象となる病院等を選定した場合には、当該医療対策協議会は、当該病院等へは様式1、派遣元事業主となる病院等の開設者へは様式2の書面をもって、その旨を明らかにする必要があること。

第2 労働者派遣制度の趣旨・概要

労働者派遣制度の趣旨・概要については、以下のとおりであるので、労働者派遣制度の詳細について不明な点等があれば、適宜、都道府県労働局に相談さ

りたい。

1 労働者派遣制度の趣旨

労働者派遣制度は、臨時的・一時的な労働力の需給調整のための制度として位置付けられるものであり、この考え方にに基づき、原則として派遣期間の制限が設けられていること。

2 派遣期間の制限

派遣先は、派遣就業の場所ごとの同一の業務（※）について、原則として1年を超える期間継続して労働者派遣を受けてはならないこととされていること（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）第40条の2第1項及び第2項）。したがって、派遣先となる病院等で労働者派遣が行われる場合において、派遣労働者である医師により行われる医業については、原則1年の期間制限の対象となるものであること。

1年を超えて、最長3年まで受け入れることは可能であるが、1年を超える派遣を受けようとする派遣先は、あらかじめ、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合等に対し、派遣を受けようとする業務、期間及び開始予定時期を通知し、十分な考慮期間を設けた上意見を聴き、その聴取した意見の内容等を書面に記載して3年間保存しなければならないこと。

派遣先は、労働者派遣契約を更新したり、派遣元事業主又は派遣労働者を交替しても、原則1年、最大3年を超えて継続して同一の業務に労働者派遣として受けることはできないものであること。

（※）「同一の業務」…一般に派遣先における組織の最小単位において行われる業務は、同一の業務とみなしているところであるが、医療関連業務における具体例については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部改正に伴う医療関連業務への紹介予定派遣に係る取扱いについて」（平成16年5月28日付け医総発第0528001号・医指発第0528001号・職需発第0528001号厚生労働省医政局総務課長・医政局指導課長・職業安定局需給調整事業課長連名通知）により示されているので、参照されたい。

3 派遣受入期間の制限への抵触日の通知・明示

派遣元事業主及び派遣先は、派遣受入期間制限のある業務については、派遣受入期間の制限に関して、以下の通知・明示を行わなければならないこと。

(1) 労働者派遣契約締結時

派遣先は、あらかじめ、派遣元事業主に対して、当該派遣先の派遣受入期間の制限への抵触日を通知すること（派遣法第26条第5項）。（派遣契約締結後に、派遣先において意見聴取を行う等により派遣受入期間制限への抵触日が変更された場合は、その都度、派遣元事業主に通知することが必要である（派遣法第40条の2第5項）。）

(2) 派遣の開始前

派遣元事業主は、あらかじめ、派遣労働者に対して、派遣先の派遣受入期間の制限への抵触日を明示すること（派遣法第34条第1項第3号）。（変更された抵触日が通知された場合は、遅滞なく、派遣労働者に通知することが必要である（派遣法第34条第2項）。）

(3) 派遣受入期間の制限への抵触日の1か月前～前日

派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先に対して、派遣受入期間の抵触日以降、労働者派遣を行わない旨を事前に通知すること（派遣法第35条の2第2項）。

4 派遣労働者を特定することを目的とする行為の制限

派遣先は、労働者派遣契約を締結する際、事前面接や履歴書の送付等の派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないよう努めなければならないこととされていること（派遣法第26条第7項）。

また、派遣元事業主は派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為に協力してはならないこととされていること（派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第137号））。

第3 今般の改正に係る留意事項

今般の改正において、労働者派遣により医師を確保する場合には、事前に派遣される医師を特定することができないこと等、労働者派遣制度の特性を十分に踏まえるとともに、医療関連業務の適正実施の観点から、以下の点に留意の上、適切に対応する必要があること。

1 派遣元事業主の選定に当たっての留意事項

- (1) 労働者派遣制度においては、派遣元事業主及び派遣先においてそれぞれ責任者を選任し、派遣労働者からの苦情の処理等の業務に当たらせることとしているところであるが、医業の専門性等にかんがみると、医師の派遣を行う派遣元事業主である病院等の開設者は、医師である派遣労働者からの相談・苦情等に適切に対応し得る体制を有していることが望ましいものであり、派遣先となる病院等は、こうした派遣元事業主である病院等の開設者を選定することが望ましいこと。
- (2) 派遣先となる病院等は、社会保険・労働保険への加入や適切な休暇の付与等の雇用管理が適正になされていることに加え、必要な教育訓練を適切に実施している等の適切な派遣元事業主である病院等の開設者を選定することが重要であること。
- (3) 医療対策協議会において選定された派遣先となる病院等が、医業について医師を派遣労働者として受け入れる場合には、11に規定する事前研修を受けた医師を派遣するよう派遣元事業主である病院等の開設者に対し求め、当該研修を受けた医師であることの確認を行うこと。
- (4) 医療対策協議会において派遣元事業主となる病院等の開設者を選定するに当たっては、労働条件や雇用関係に関する専門家の参画や意見聴取をするなど、派遣される医師について適正な労働条件や雇用管理が確保された上で労働者派遣事業が行われるように努める必要があること。

2 派遣される医師の同意

派遣元事業主である病院等の開設者は、自らが雇用する医師を派遣労働者として派遣する場合は、その旨を事前に書面等により明示するとともに、派遣される医師の同意を個別に得る必要があること（派遣法第32条第2項）。

なお、派遣労働期間が終了した後の身分や賃金、就業場所等の労働条件についても、派遣される医師の同意を得ることが望ましいこと。

3 派遣元事業主に対する適切な説明

派遣先となる病院等は、労働者派遣契約を締結するに当たり、派遣労働者となる医師が従事する業務を行うために求められる知識、技術又は経験等について、派遣元事業主である病院等の開設者に対して事前に十分説明し、派遣元事業主である当該病院等の開設者がそのニーズに応じた医師の選定ができるよう努めること。

したがって、派遣先となる病院等については、医師を派遣労働者として受

ける場合には、以下に例示するような条件を付けることは可能であること。

(例) 勤務年数、専門としている診療科、他の病院等における派遣労働者としての診療従事経験

4 労働者派遣契約における必要な条件の設定

労働者派遣契約を締結する際には、①派遣労働者となる医師は、当該病院等における就業開始後に、就業の継続を拒否する自由を妨げられないこと、②派遣労働者となる医師の年次有給休暇、育児休業等の取得等の派遣労働者の権利（派遣元事業主と派遣労働者との雇用契約上の権利を含む。）を害することのないことを明らかにした上で、派遣元事業主である病院等の開設者が選定した派遣労働者となる医師を継続的に派遣する趣旨の規定を労働者派遣契約に盛り込むなど、派遣労働者となる医師の交替について事前に契約事項として定めておくことは可能であること。

5 派遣労働者受入後の対応

派遣先となる病院等は、医師を派遣労働者として受け入れた場合には、適正なチーム医療を確保する観点から、当該派遣労働者となる医師と当該派遣先となる病院等において直接雇用している医師・看護師等の医療職やその他の職員との相互の能力把握や意思疎通が十分になされるよう、必要な措置を講じるよう努めること。

また、派遣先となる病院等は、派遣労働者となる医師からの苦情や相談に対応し得る体制を派遣先責任者の活用等により整え、当該苦情等の適切かつ迅速な処理を図らなければならないこと。

6 派遣労働者である医師に対する教育訓練等

労働者派遣制度においては、派遣元事業主が派遣労働者の教育訓練の機会の確保に努めること等とされているほか、派遣先においても、派遣労働者の教育訓練・能力開発について可能な限り協力し、必要に応じて教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければならないこととされている。

派遣先である病院等は、医療が生命・健康に大きく関わるものであることを十分に踏まえ、派遣労働者である医師に対する教育訓練の実施等に積極的に協力するほか、派遣労働者である当該医師を含めた医療従事者の資質の確保・向上に努めること。

7 派遣労働者である医師の適正な就業条件の確保等

労働者派遣制度においては、派遣先に対して、派遣先責任者の選任等の一

定の責務が課せられているほか、労働時間の管理、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等の労働基準法、労働安全衛生法等に基づく事業主としての責務の一部が課せられている。

また、派遣先である病院等は、医師を派遣労働者として受け入れるに当たって、社会保険・労働保険への加入の有無を確認し、派遣労働者となる医師が社会保険・労働保険に加入していない場合には派遣元事業主である病院等の開設者に対して、その理由を明らかにするよう求めること。

その際、加入していない理由が適正でないと考えられる場合には、派遣元事業主である当該病院等の開設者に対し、社会保険・労働保険に加入させてから派遣するよう求めること。

派遣先である病院等は、医師を派遣労働者として受け入れるに当たって、これらの措置を適切に講じなければならないこと。

8 円滑な業務引継のための対応

派遣先である病院等においては、医療が生命・健康に大きく関わるものであることを十分に踏まえ、派遣労働者である医師の交代により業務の引継ぎの必要が生じた場合でも円滑に業務の引継ぎができるよう、業務に関する記録の作成や管理方法等の標準化に努めるとともに、派遣労働者である医師の交代が患者等の負担に繋がらないように特に注意すること。

9 医療法に定める医師等の員数の算定方法について

今般の改正により医師を派遣労働者として受け入れる場合、医療法第25条の規定に基づく立入検査において派遣労働者である医師の員数を算定する際には、当該医師の勤務の実態により、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の要綱について」（平成13年6月14日付け医薬発第637号・医政発第638号厚生労働省医薬局長・医政局長連名通知。以下「立入検査要綱」という。）の算定方法によることとする。具体的には、原則として病院で定めた医師の勤務時間のすべてを勤務する者については常勤医師、それ以外の者については非常勤医師とみなし、立入検査要綱の「非常勤医師の常勤換算」に定める方法により算定すること。

10 責任の所在の明確化

一般に、派遣労働者である医師の業務遂行に伴い患者等の第三者に損害を与えた場合、派遣元事業主と派遣先との間においては、派遣労働者に対して指揮命令を行う病院等が派遣先として損害賠償責任を負うものと考えられることを前提に、派遣元事業主である病院等の開設者との間で労働者派遣契

約を締結する際には、損害賠償を含む責任の所在について明確にするよう努めること。

1.1 事前研修

(1) 基本的考え方

今般の改正により、医師確保対策を適切に実施するため、現行のへき地の場合に加え、医業に係る派遣労働者の就業の場所が、「地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所」である場合についても、労働者派遣事業の適用対象業務とすることを認めたところである。これを踏まえ、派遣労働者である医師による適正な医療を確保するとともに、当該労働者派遣が派遣労働者として送り出される当該医師に対して過重な負担を強いる結果とならないよう、派遣元事業主である病院等の開設者は、派遣先となる病院等における医業を円滑に行うために必要な研修（以下「事前研修」という。）をあらかじめ受けた医師を派遣すべきである。他方、派遣先となる病院等が医師を派遣労働者として受け入れるに当たっては、事前研修を受けた医師を受け入れるとともに、当該医師による医療の適正な実施が確保されるよう、派遣される医師と派遣先の病院等において雇用する医師や看護師等の医療関係者との間で十分な意思疎通を図り、チーム医療が確保されるよう努めるべきである。

また、医療法第10条に規定する管理業務については、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように管理するものであることから、労働者派遣事業の対象とすることが適当でないことについては、平成11年11月30日付け健政発第1290号・健医発第1634号・医薬発第1331号厚生省健康政策局長・保健医療局長・医薬安全局長連名通知により示しているところであるので、念のため申し添える。

(2) 事前研修の実施主体、内容等

事前研修の実施主体、内容等については、一般的には、以下のようなものが望ましいと考えられる。ただし、派遣先となる病院等の意向を十分に確認した上で、派遣される医師の個人的な属性（専門分野、派遣勤務経験等）や労働者派遣契約の内容（派遣先となる病院等、派遣期間、業務内容の特約、派遣終了後の労働条件等）等に応じた取扱いをしても差し支えないこと。

ア 事前研修の実施主体

医療対策協議会の協力の下、派遣元事業主である病院等の開設者が行

うものであること。

イ 事前研修の内容

- ・ 派遣先である病院等と医療機能の連携体制を図っている医療機関及び消防・警察等との連携体制のあり方について
- ・ 派遣先である病院等に係る医療圏における医療提供体制や、救急医療・在宅医療等に関する知識及び手技等について
- ・ 派遣先である病院等の地域固有の自然環境や生活環境（気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況、医療提供体制の状況等）について

ウ 事前研修の期間について

最低6時間以上であることが望ましいこと。

エ 事前研修を修了した旨の証明について

当該医師が事前研修を修了したと認められた場合には、派遣元事業主である病院等の開設者において、その旨の証明書の発行又はこれに準ずる取扱いをもって明らかにすること。

オ 事前研修を実施する必要のない者について

事前研修の実施については、上記のとおり、派遣先となる病院等の意向を十分に確認した上で、一定の柔軟な取扱いをすることも可能であるが、少なくとも、今般の改正に基づき、労働者派遣として医師不足病院等に対して派遣され、通算して1年以上勤務した経験を有する者又はそれと同等程度の経験を有すると認められる者に対しては、事前研修を実施する必要はないものとして取り扱って差し支えないこと。

ただし、その場合であっても、当該派遣される医師による医業の適正な実施が確保されるよう、派遣先である病院等の医療圏における医療提供体制の状況等については十分に理解した上で業務に従事することが望ましいこと。

(3) 派遣労働者である医師に対する教育訓練等

上記のとおり、派遣労働者である医師による医業の適正な実施を確保するとともに、当該労働者派遣が派遣労働者として送り出される当該医師に対して過重な負担を強いる結果とならないよう、事前研修を受けた医師を派遣すべきこととしているが、派遣労働者である医師を受け入れる病院等は、当該医師を受け入れた後であっても、当該派遣先である病院等の医療圏における医療提供体制をはじめとする医療事情に即した内容・形態等の研修を必要に応じて行うなど、派遣先である病院等において医業が適正にかつ円滑に行われるよう教育訓練等の機会の確保に努めること。

1.2 医療対策協議会の役割

医療対策協議会は、適正な地域の医療を確保するという観点から、派遣先として医師の労働者派遣を認める必要がある病院等を選定する以上、労働者派遣が行われた後においても、当該派遣先である病院等において適正なチーム医療が確保されているかどうかについて確認すること。

また、派遣元事業主である病院等に対しても、適正な地域の医療の確保に資する労働者派遣事業が行われているかどうかについて確認するなど、地域において必要とされる医療の確保に努めること。

第4 都道府県等による患者等の苦情や相談への対応

各都道府県等においては、医療に関する患者等の苦情や相談に対応し、医療安全対策を推進するため、「医療安全支援センターの設置について」（平成15年4月30日付け医政発第0430003号厚生労働省医政局長通知）に基づき設置された医療安全支援センターに相談窓口が設けられているところであるが、苦情や相談の内容が、派遣労働の問題に関わるような場合にも、必要に応じ都道府県労働局等とも連携の上、適切な対応を行うようお願いしたいこと。

第5 派遣先となる病院等に係る情報提供

第1の1のとおり、医業については、原則として労働者派遣事業を行うことを禁止しているところ、今般の改正は、派遣労働者である医師の就業場所が一定の病院等である場合には、当該禁止規定の適用除外とし、医業に係る労働者派遣事業の実施を可能とするものである。

当該禁止規定については、違反した場合には罰則が科せられることから、今般の改正により当該禁止規定の適用除外となる場合を明確にする必要がある。このため、第1の5(2)のとおり、派遣先となる病院等を告示により個別具体的に定めることとしているが、医療対策協議会の協議を経て認められた病院等（以下「対象病院等」という。）を国が直接把握することは困難であることから、各都道府県におかれては、対象病院等についての情報提供の方法等については次のとおりとするので、万全の御対応をお願いしたい。

1 情報提供の時期、提出先及び提出方法

対象病院等の決定後、原則として、対象病院等において派遣労働者の受入れを開始する日の1か月前までに、2の事項について、以下の提出先まで書面又はFAX（様式3のとおり）により行うこと。

【提出先】

厚生労働省医政局総務課

電話 03-5253-1111 (内線2518, 2519)

FAX 03-3501-2048

2 情報提供に係る事項

次に掲げる事項とする。

- ① 医療対策協議会における協議を経て対象病院等を適当と認めた日及びそのことが確認できる資料（医療対策協議会への提出資料、医療対策協議会の議事録の抜粋等）
- ② 対象病院等の名称及び所在地その他派遣就業の場所
- ③ 対象病院等に対し業として医業に係る労働者派遣を行うこととなる病院等の開設者の名称及び当該病院等の所在地
- ④ 当該労働者派遣の期間
- ⑤ 当該労働者派遣の開始前における③の開設者の一般労働者派遣事業の許可又は特定労働者派遣事業の届出の有無（有の場合は許可番号又は届出受理番号）
- ⑥ ⑤の許可又は届出がない場合には、当該労働者派遣を行うに当たり予定している当該許可又は届出の別

3 留意事項

- (1) 国レベルの緊急臨時的医師派遣システムにおける地域医療支援中央会議において医師確保を図ることを決定した場合であっても、その対象となる病院等を管轄する都道府県が設ける医療対策協議会においてその旨を確認した上で、2の事項について情報提供をお願いしたいこと。
- (2) 今般の改正に基づき労働者派遣事業を行うに当たっては、あらかじめ、一般労働者派遣事業の許可又は特定労働者派遣事業の届出が必要であることに留意すること。

通知書

(医療機関名) 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日の△△県△△医療対策協議会における協議をもって、
平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成◇◇年◇◇月◇◇日までの間、労働者派遣事業の
適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第1条
第1項第1号に規定する病院等とすることを認めます。

平成 年 月 日

(医療対策協議会の会長名)

印

通知書

(医療機関名) 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日の△△県△△医療対策協議会における協議をもって、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成◇◇年◇◇月◇◇日までの間、×××は□□□から労働者派遣を受けることとして、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第 1 条第 1 項第 1 号に規定する病院等として認められたので、その旨通知いたします。

平成 年 月 日

(医療対策協議会の会長名)

印

派遣先医療機関登録書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働省医政局担当官 殿
厚生労働省職業安定局担当官 殿

都道府県医療主管部局担当官

下記に掲げる医療機関が平成〇〇年〇〇月〇〇日付け△△県△△医療対策協議会の協議をもって、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成◇◇年◇◇月◇◇日までの間、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第1条第1項第1号に規定する病院等であると認められたことを受け、必要事項について下記のとおりご連絡します。よろしくお取り計らい下さい。

記

①医療対策協議会における協議を経て対象病院等を適当と認めた日及びそのことが確認できる資料(医療対策協議会への提出資料、医療対策協議会の議事録の抜粋等)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

②対象病院等の名称

当該病院等の所在地その他派遣就業の場所

③対象病院等に対し業として医業に係る労働者派遣を行うこととなる
病院等の開設者の名称

当該病院等の所在地

④当該労働者派遣の期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成◇◇年◇◇月◇◇日までの間

⑤当該労働者派遣の開始前における③の開設者の一般労働者派遣事業の許可
又は特定労働者派遣事業の届出の有無(有の場合は許可番号又は届出受理番号)

⑥⑤の許可又は届出がない場合には、当該労働者派遣を行うに当たり予定している
当該許可又は届出の別

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令
 新旧対照条文

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）

改正案	現行
（法第四条第一項第三号の政令で定める業務） 第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法四十条の二第一項第三号又は第四号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にあり、又は地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（へき地にあるものを除く。）である場合を除く。）とする。 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。） 二 八（略）	（法第四条第一項第三号の政令で定める業務） 第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法四十条の二第一項第三号又は第四号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にある場合を除く。）とする。 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。） 二 八（略）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
新旧対照条文

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第
第二十号）

改正案	現行
（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等） 第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。 一 都道府県が医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十二第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のために令第二条第一項第一号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院等（同号に規定する病院等をいう。次号において同じ。）であつて厚生労働大臣が定めるもの 二 前号に掲げる病院等に係る患者の居室 2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 七 （略）	（令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定める病院又は診療所） 第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 七 （略）

医療法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

◎医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）抄

（傍線部分は改正部分）

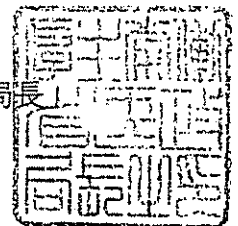
改 正 案	現 行
（医療従事者の確保等に関する施策の協議に協力する者等） 第三十条の三十三の二（略） 2 都道府県は、法第三十条の十二第一項の規定により、当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関する必要な施策として、医師派遣（一の病院又は診療所において、当該病院又は診療所に所属する医師以外の医師（以下この項及び次項において「他の医師」という。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。）に関することを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。 3 前項に規定する一の病院又は診療所において他の医師を診療に従事させるに当たっては、法第三十条の十二第一項に規定する協議を経るものとする。	（医療従事者の確保等に関する施策の協議に協力する者） 第三十条の三十三の二（略）

医政発第1214002号

平成19年12月14日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



医療法人の附帯業務の拡大について

標記について、別添のとおり各都道府県知事及び各地方厚生局長あて通知しましたので、御了知願います。

医政発第1214001号
平成19年12月14日

各都道府県知事 }
各地方厚生局長 } 殿

厚生労働省医政局長



医療法人の附帯業務の拡大について

標記について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第376号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第149号）及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第148号）が本日公布、施行されたことに伴い、医療法人の附帯業務のうち、保健衛生に関する業務（医療法（昭和23年法律第205号）第42条第6号）に関し、下記のとおり拡大することとしたので通知する。

記

第1 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務として追加する業務

医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成19年12月14日より、実施することができるものとしたこと。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第5号に掲げる特定労働者派遣事業であつて、労働者派遣法第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。

（1）労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務

- ① 労働者派遣法第2条第6号に掲げる紹介予定派遣をする場合
 - ② 労働者派遣法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合
 - ③ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合
- (2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務
- ① 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するへき地にある場合
 - ② 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第1項各号に掲げる場所（へき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）

2 定款等の変更

新たに1に掲げる業務を行う場合は、医療法第50条第1項の規定により定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の変更が必要であり、申請の際に医療法施行規則第32条第3項に規定する書類を提出すること。

なお、労働者派遣法に規定する所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が後れることはやむを得ないこと。

第2 関連する通知の改正

上記改正に伴い、「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知）の別表の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号別表)

新	旧
第6号 保健衛生に関する業務 ・保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑭ (略) ⑮ <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)</u>第2条第5号に掲げる特定労働者派遣事業であつて、<u>労働者派遣法第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。)</u>第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。 (1) <u>労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務</u> - ア <u>労働者派遣法第2条第6号に掲げる紹介予定派遣をする場合</u> - イ <u>労働者派遣法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合</u> - ウ <u>労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居室以外の場所で行う場合</u> (2) <u>労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務</u> - エ <u>派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するへき地にある場合</u>	第6号 保健衛生に関する業務 ・保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑭ (略)

	オ <u>派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第1項各号に掲げる場所（へき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）</u>
--	--

【改正後全文】

医政発第0330053号

平成19年3月30日

最終改正 医政発第1214001号

平成19年12月14日

各都道府県知事
各地方厚生局長

殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務について

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律のうち、医療法人に関する規定については、本年4月1日から施行されることとなった。

これに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件(平成19年厚生労働省告示第93号)が本年3月30日に告示され、同年4月1日から適用することとされたところである。

本改正により、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条各号の医療法人が行うことができる附帯業務のうち、社会福祉事業の実施(第7号)及び有料老人ホームの設置(第8号)については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

また、医療法人が行うことができる附帯業務を別表のとおり取りまとめたので、附帯業務の実施に関し関係主管部局及び各市町村等との連携を図り、適正な運用に努められたい。

なお、医療法人の附帯業務に係る既往通知(別記)については、本通知で包括したため廃止する。

記

第1 改正の趣旨

医療サービスと福祉・住居サービスの融合により、地域における医療の重要な担い手である医療法人が必要なケアを切れ目なく提供できるよう、法第42条第7号に基づき医療法人が行うことができる社会福祉事業の範囲について必要な見直しを行うと

ともに、法第42条第8号に規定する老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく有料老人ホームの設置を追加するものであること。

第2 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務の改正の内容

医療法人の附帯業務として、次に掲げる業務を追加することとし、本年4月1日より実施することができるものとしたこと。

なお、従前「保健衛生に関する業務」（法第42条第6号）として行われてきたケアハウスに関しては、今後は法第42条第7号に基づき行われるものであること。

(1) 法第42条第7号関係

- ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項中の以下各号に規定する第1種社会福祉事業のうち次に掲げるもの。

ただし、当該附帯業務（(ウ)を除く。）を行うことができるものは社会医療法人に限る。

(ア) 第1号

- ・生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護施設である宿所提供施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

(イ) 第2号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係）

- ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

(ウ) 第3号（老人福祉法（昭和38年法律第133号）関係）

- ・ケアハウス

(エ) 第3号の2（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）関係）

- ・障害者支援施設を経営する事業

(オ) 第6号（売春防止法（昭和31年法律第118号）関係）

- ・婦人保護施設を経営する事業

(カ) 第7号

- ・授産施設（生活保護法に規定する保護施設である授産施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

- ② 社会福祉法第2条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業のうち次に掲げるもの

(ア) 第1号

- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

(イ) 第2号（児童福祉法関係）

- ・児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業
- ・子育て短期支援事業
- ・助産施設又は児童厚生施設を経営する事業
- ・児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

(ウ) 第3号（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）関係）

- ・母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設を経営する事業

(エ) 第4号（老人福祉法関係）

- ・老人福祉センターを経営する事業

(オ) 第5号（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）関係）

- ・身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業
- ・身体障害者の更生相談に応ずる事業

(カ) 第6号（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）関係）

- ・知的障害者の更生相談に応ずる事業

(キ) 第8号

- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

(ク) 第11号

- ・隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

(ケ) 第12号

- ・福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第11号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

(コ) 第13号

- ・社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第12号までの事業に関する連絡又は助成を行う事業

(2) 法第42条第8号関係

老人福祉法第29条第1項に基づく有料老人ホームの設置

2 留意事項

新たに1に掲げる事業を医療法人（(1)の①に掲げる事業（(ウ)を除く。）は社会医療法人に限る。）が行う場合にあっては、法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の変更が必要であること。

なお、定款等の変更にあたっては、老人福祉法又は社会福祉法その他個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が後れることはやむを得ないこと。

また、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条第1項の規定により、変更の登記が行われた際は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12の規定により変更の登記の届出が適切に行われるものであること。

(別 記)

○老人訪問看護事業を行う医療法人について

（平成4年3月31日指第29号）

○医療法人の付帯業務に係る軽費老人ホーム（ケアハウス）の設置及び運営について

（平成6年2月7日指第9号）

○訪問看護事業を行う医療法人について

（平成6年9月9日指第62号）

○介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について

（平成11年6月23日指第46号）

○介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について

（平成11年7月15日事務連絡）

○医療法人の附帯業務の拡大について

（平成16年3月31日医政発第0331007号）

○医療法人の附帯業務の拡大について

（平成17年3月30日医政発第0330002号）

○医療法人の附帯業務の見直しについて

（平成18年3月31日医政発第0331001号）

○医療法人の附帯業務の見直しについて

（平成18年9月29日医政発第0929008号）

(別 表)

医療法人の附帯業務について

医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。(医療法第42条各号)

なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。

医療法第42条

第1号 医療関係者の養成又は再教育

- ・ 看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師その他医療関係者の養成所の経営。
- ・ 後継者等に学費を援助し大学(医学部)等で学ばせることは医療関係者の養成とはならないこと。
- ・ 医師、看護師等の再研修を行うこと。

第2号 医学又は歯学に関する研究所の設置

- ・ 研究所の設置の目的が定款等に規定する医療法人の目的の範囲を逸脱するものではないこと。

第3号 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設

- ・ 巡回診療所、医師又は歯科医師が常時勤務していない診療所(例えば、へき地診療所)等を経営すること。

第4号 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。)を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置(疾病予防運動施設)

- ・ 附置される診療所については、
 - ① 診療所について、医療法第12条の規定による管理免除又は2か所管理の許可は原則として与えないこと。
 - ② 診療所と疾病予防運動施設の名称は、紛らわしくないよう、別のものを用いること。
 - ③ 既設の病院又は診療所と同一の敷地内又は隣接した敷地に疾病予防運動施設を設ける場合にあつては、当該病院又は診療所が疾病予防運動施設の利用者に対する適切な医学的管理を行うことにより、新たに診療所を設けなくともよいこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第5号

疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）

- ・ 温泉とは温泉法（昭和23年法律125号）第2条第1項に規定するものであること。
- ・ 疾病予防のために温泉を利用させる施設と提携する医療機関は、施設の利用者の健康状態の把握、救急時等の医学的処置等を行うことのできる体制になければならないこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第6号

保健衛生に関する業務

- ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。

① 薬局

② 施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。）

③ 衛生検査所（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。）

④ 介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。）

⑤ ホームヘルパー養成研修事業（地方公共団体の指定を受けて実施するもの。）

⑥ 難病患者等居宅生活支援事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）

⑦ 乳幼児健康支援一時預かり事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）

⑧ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移

送行為であって次に掲げるもの。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等

※ 介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性が求められ、保険給付の対象とはならず実費徴収の対象となる業務であること。例えば、「乗降介助」の際の移送事業部分の実費徴収、通所サービス等における遠隔地からの送迎費の実費徴収などについて、道路運送法の規定により許可を得て行う業務であること。

※ 道路運送法の許可を得ずに介護保険サービス又は障害福祉サービスの対象となる移送事業を行うことはできないこと。

※ いわゆる「介護タクシー」のように旅行や買い物といった介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性を有しない業務は当該有償移送行為に該当せず、医療法人の附帯業務ではないこと。

⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。

⑩ 助産所（改正法第2条に規定するもの。）

⑪ 歯科技工所（歯科技工士法に規定するもの。）

⑫ 福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令に規定するもの。）

⑬ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の設置

⑭ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅の設置。ただし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限る。

(1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス

(2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス

(3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス

⑮ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第5号に掲げる特定労働者派遣事業であって、労働

者派遣法第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。

(1) 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務

ア 労働者派遣法第2条第6号に掲げる紹介予定派遣をする場合

イ 労働者派遣法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合

ウ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合

(2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務

エ 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するへき地にある場合

オ 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第1項各号に掲げる場所（へき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）

第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

※ 平成19年3月30日厚生労働省告示第93号及び本通知の別添を参照すること。

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項第2号の認定こども園（ただし、保育所型のみ。）の運営は、上記告示の第1に包括されること。

第8号 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

留意事項

1. 役職員への金銭等の貸付は、附帯業務ではなく福利厚生として行うこと。この場合、全役職員を対象とした貸付に関する内部規定を設けること。

2. 第7号については、社会医療法人のみに認められるものがあること。
3. 定款等の変更認可申請とは別に、個別法で定められた所定の手続（許認可、届出等）を要する場合があること。この場合、個別法の手続の前に定款等の変更認可申請をする必要があるが、手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることは、やむを得ないこと。

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

・「医療法人」欄の説明……「○」は公益医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象

・「区分」欄の説明……「本業」とは本業業務、「告示」とは平成10年度厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等		医療法人	区 分	備 考
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更正施設					
		生計困難者を無料又は定額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。
		生計困難者に対する助葬			●	告示	
	児童福祉法	乳児院			●	告示	
		母子生活支援施設			●	告示	
		児童養護施設			●	告示	
		知的障害児施設			●	告示	※1. 各施設ごとに児童福祉法上の指定を受けること。
		知的障害児通園施設			●	告示	
		盲ろうあ児施設			●	告示	※2. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が俟れることはやむを得ないこと。
		肢体不自由児施設			●	告示	
		重症心身障害児施設			●	告示	
		情緒障害児短期治療施設			●	告示	
		児童自立支援施設			●	告示	
	老人福祉法	養護老人ホーム					
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
		軽費老人ホーム(注)			○	告示	(注)ケアハウスのみ可
	障害者自立支援法	障害者支援施設			●	告示	
	元等防止法	婦人保護施設			●	告示	
		授産施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
		生計困難者に対して無料又は低利で資金を融通する事業			●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業
第二種社会福祉事業		生計困難者に対する金銭貸付			○	告示	
		生計困難者に対する生活相談			○	告示	
	児童福祉法	児童自立生活援助事業			○	告示	
		放課後児童健全育成事業			○	告示	
		子育て短期支援事業			○	告示	
		助産施設			○	告示	
		保育所			○	告示	
		児童厚生施設			○	告示	
		児童家庭支援センター					
		児童の福祉増進相談事業			○	告示	
	母子及び尊属福祉法	母子家庭等日常生活支援事業			○	告示	
		専婦日常生活支援事業			○	告示	母子及び尊属福祉法の母子家庭等日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。
		母子福祉施設			○	告示	

第二種社会福祉事業	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定。又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯施設として定款に記載された事業所等、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。） ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が決まることはやむを得ないこと。
			地域密着型サービス事業	夜間対応型訪問介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護			
		老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	
			地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護			
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護			
		老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護	○	告示	
		小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護			
		認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護	○	告示	
	障害者自立支援法	老人デイサービスセンター			○	告示	※6. 障害福祉サービスの提供及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照。 ※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照。
		老人短期入所施設			○	告示	
		老人福祉センター			○	告示	
		老人介護支援センター			○	告示	
		障害福祉サービス事業			○	告示	
	身体障害者福祉法	相談支援事業			○	告示	※8. 障害者自立支援法施行規則により、従前の例により運営できるとされた精神障害者社会復帰施設
		移動支援事業			○	告示	
		地域活動支援センター			○	告示	
		福祉ホーム			○	告示	
		身体障害者生活訓練等事業			○	告示	
		手話通訳事業			○	告示	
		介助犬訓練事業			○	告示	
		聴導犬訓練事業			○	告示	
		身体障害者福祉センター			○	告示	
		補装具製作施設			○	告示	
	知的障害者福祉法	盲導犬訓練施設			○	告示	精神障害者生活訓練施設、精神障害者宿泊施設、精神障害者福祉ホーム（8号）、精神障害者福祉センター、平成23年度末までの暫定で定められた計目まで対応可能
		視覚障害者情報提供施設			○	告示	
		身体障害者の更生相談事業			○	告示	
		知的障害者の更生相談事業			○	告示	
		生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付			○	告示	
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等			○	告示	
		生計困難者のための無料・低額診療			○	本条	
		生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設			○	本条	
		隣保事業			○	告示	
		福祉サービス利用援助事業			○	告示	
		前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成			○	告示	

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考	
		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健		
			訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）			
			訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来		
			訪問リハビリテーション			
			居宅療養管理指導			
			通所リハビリテーション			
			短期入所療養介護			
			特定施設入居者生活介護（注）	保健		（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
			福祉用具貸与	保健		
			特定福祉用具販売	保健		
		居宅介護支援事業	保健	（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。		
		介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護		保健	
			介護予防訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）			
			介護予防訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）		本来	
			介護予防訪問リハビリテーション			
			介護予防居宅療養管理指導			
			介護予防通所リハビリテーション			
			介護予防短期入所療養介護			
			介護予防特定施設入居者生活介護（注）		保健	
		介護予防福祉用具貸与	保健			
		特定介護予防福祉用具販売				
		介護予防支援事業	保健			
		地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護（注）	保健	（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
		地域支援事業（注）	介護予防事業	保健	※8. 市町村から委託を受けて行う場合のみ可（委託事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例及び委託契約書の内容に違反、拒絶することがないこと。） また、委託を受ける市町村及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること（例：〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業（介護保険法上の包括的支援事業）） ※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、委託手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が遅れることなやむを得ないこと。	
			包括的支援事業			介護予防ケアマネジメント事業
						総合相談支援事業
						権利擁護事業
						包括的・継続的マネジメント事業
			任意事業			
		保健福祉事業（注）		保健	※8、※9 と同じ扱い	
		施設サービス	介護保健施設サービス	本来		
			介護療養施設サービス			

労働者派遣事業に関する医療法人の附帯業務の拡大

(医療法第42条第6号「保健衛生に関する業務」に追加)

【派遣方法】

- 特定労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第5号)
 - その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業
- ※ 同法第2条第4号に規定する一般労働者派遣事業は実施不可

【業務内容】

- 医師等医療従事者の業務(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)第2条第1項各号)
 - ア 紹介予定派遣
 - イ 産前産後休業、育児休業、介護休業中の労働者の業務
 - ウ 病院、診療所等以外の施設(社会福祉施設等)で行われるもの
- 医師の業務(同政令第2条第1項第1号)
 - エ 派遣労働者の就業場所がへき地にある場合
 - オ 派遣労働者の就業場所が医療対策協議会が定めた場所である場合
- ※ 才の場合、派遣元は介護老人保健施設のみを開設する医療法人は実施不可

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

- 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(三六八)
- 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(三六九)
- 社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令(三七〇)
- 電気用品安全法施行令及び電気用品取締法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(三七一)
- 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令(三七二)
- 消費生活協同組合法施行令(三七三)
- 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令(三七四)
- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(三七五)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三七六)

(府 令)

- 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(内閣府八六)

(府令・省令)

- 社債等登録法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・法務九)
- 社債等登録法施行規則及び信託会社等が信託財産として所有する登録社債等の登録方法等に関する命令を廃止する命令(同一〇)
- 社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令(同一一)

(省 令)

- 国有財産法施行細則等の一部を改正する省令(財務六一)
- 商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令
- (財務・経済産業一一)
- 消費生活協同組合法施行規則及び消費生活協同組合財務処理規則の一部を改正する省令(厚生労働一四七)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令(同一四八)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一四九)

(告 示)

- 内閣府本部の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件(内閣府六六八)

○内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件(同六六九)

- 構造改革特別区域計画を認定した件(同六七〇、六七〇)
- 構造改革特別区域計画の変更を認定した件(同六九一、六七〇)
- 構造改革特別区域計画の認定を取り消した件(同七〇四)
- 地域再生計画を認定した件(同七〇五、七二二)
- 地域再生計画の変更を認定した件(同七二四、七三三)
- 銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件等の一部を改正する件(金融一七)
- 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第二条第三十一号の規定に基づき住宅金融協会の指定する件を廃止する件(同一一八)
- 労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件の一部を改正する件(金融庁・厚生労働一四)
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十四条の二の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件の一部を改正する件(金融庁・農林水産二九)
- 漁業協同組合等の信用事業に関する命令第十二条の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件の一部を改正する件(同三〇)

○農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件(同三二)

- 保安林の指定をする件(農林水産一五九二、一六一一)
- 保安林の指定を解除する件(同一六四、一六三三)
- 保安林の指定施設要件を変更する件(同一六三、一六三三)
- 保安施設地区の指定をする件(同一六四〇)
- 道路に関する件(東北地方整備局一五四)
- 都市計画に関する件(中部地方整備局一一〇)
- 道路に関する件(同一一一、一一二)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(四国地方整備局九二)
- 道路に関する件(九州地方整備局一七二、一七三)
- 都市計画に関する件(同一七四)
- 道路に関する件(北海道開発局九七)

(官庁報告)

官庁事項

九頭竜川水系足羽川ダム建設事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について(近畿地方整備局)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百七十五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第六十五条第一項、第六十六条第二項前段及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三号中「に掲げる物及び」を「及び31の2に掲げる物並びに」に改め、「で同号5の下に」又は31の2」を加える。

別表第三第二号31の次に次のように加える。

31の2 ホルムアルデヒド

別表第三第三号8を削り、同号9を同号8とし、同号10中「から9まで」を「から8まで」に改め、同号10を同号9とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年三月一日から施行する。

（作業環境測定に関する経過措置）

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令第二十一条第七号に掲げる作業場（改正前の労働安全衛生法施行令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十一年二月二十八日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百七十六号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第四條第一項第三号及び第五十五條の規定に基づき、この政令を制定する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「にある」を「にあり、又は地域における医療の確保のためは同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（へき地にあるものを除く。）である」に改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

府

令

○内閣府令第八十六号

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式第一部第1の5の表中「特許権」を削り、同様式記載上の注意3dを次のように改める。

d 「特許権」の欄には、特許権（社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替権をいう。以下このdにおいて同じ。）を定めている場合の当該特許権の名称及び住所を記載すること。

第二号の二様式第一部第1の5の表中「特許権」を削る。

第二号の三様式第一部第1の5の表中「特許権」を削る。

第二号の五様式第一部第1の5の表中「特許権」を削り、同様式記載上の注意3dを次のように改める。

d 「特許権」の欄には、振替権（社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替権をいう。以下このdにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替権の名称及び住所を記載すること。

第二号の大様式第一部第1の5の表中「特許権」を削る。

第七号様式第一部第1の3の表中「特許権」を削り、同様式記載上の注意3dを次のように改める。

d 「特許権」の欄には、振替権（社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替権をいう。以下このdにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替権の名称及び住所を記載すること。

第七号の二様式第一部第1の3の表中「特許権」を削る。

第七号の三様式第一部第1の3の表中「特許権」を削る。

第七号の四様式第一部第1の3の表中「特許権」を削る。

第十二号様式第一部第1の5の表中「特許権」を削る。

第十五号様式第一部第1の3の表中「特許権」を削る。

（消費生活協同組合財務処理規則の一部改正）

第二条 消費生活協同組合財務処理規則（昭和二十九年厚生省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「法第五十一条第四項」を「法第五十一条の二第四項」に改める。

第二十六条第二号中「法第五十一条第一項」を「法第五十一条の二第一項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年十二月十九日（以下「施行日」という。）から施行する。

（第一条の規定による消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律（平成十九年法律第四十七号）第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十三条の貸付事業（以下単に「貸付事業」という。）を行う組合については、改正後の消費生活協同組合法施行規則（以下「新協同組合法施行規則」という。）（第二条の二の二第一項第十二号から第十七号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十四号から第三十九号までの規定は、施行日から起算して六月を経過する日（以下「期間経過日」という。）以後に締結する貸付けに係る契約については適用し、期間経過日前に締結した貸付けに係る契約については、なお従前の例による。）

第三条 この省令の施行の際現に貸付事業を行う組合については、新協同組合法施行規則第二条の二の二第一項第十九号から第二十二号まで、第三十号、第五十号及び第五十一号の規定は、期間経過日以後に締結する貸付けの契約について適用し、期間経過日前に締結した貸付けの契約については、なお従前の例による。）

○厚生労働省令第四十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十二第一項及び第三十条の十三の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月十四日

医療法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 外添 要一

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三十三の二の見出し中「協力する者」の下に「等」に加え、同条に次の二項を加える。

2 都道府県は、法第三十条の十二第一項の規定により、当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関する必要な施策として、医師派遣（一の病院又は診療所において、当該病院又は診療所に所属する医師以外の医師（以下この項及び次項において「他の医師」という。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。）に関することを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。

3 前項に規定する一の病院又は診療所において他の医師を診療に従事させるに当たっては、法第三十条の十二第一項に規定する協議を経るものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十九号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第一項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月十四日

厚生労働大臣 外添 要一

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項」に、「病院又は診療所」を「場所等」に改め、同条中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号、以下「令」という。）を「令」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号、以下「令」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 都道府県が医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十二第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のために法令第二条第一項第一号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院等（同号に規定する病院等をいう。次号において同じ。）であつて厚生労働大臣が定めるもの

二 前号に掲げる病院等に係る患者の居宅

根拠第十四号を次のように改める。

様式第14号 (第48条関係) (表面) (日本工業規格B列8)

労働者派遣事業立入検査証

第 号

労働者派遣事業立入検査証

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第51条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

上記の者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第51条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣又は都道府県労働局長 印

様式第14号 (裏面) (日本工業規格B列8)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(抄)第51条 厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は解釋、書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

五 第61条第1項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第62条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の被使者が、その法人又は人の業務に関して、第59条から第60条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(抄) 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事業所及び当該事業所を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

七 法第51条の規定による立入検査

附 則
この省令は、公布の日から起算して、

告 示

○内閣府告示第六百六十八号
行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第六十七号(内閣府本部の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件)の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

別表中「政策統括官(科学技術政策担当)」及び「政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)」に改める。

附 則
この告示は、平成十九年十二月十五日から施行する。

○内閣府告示第六百六十九号
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十六條及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五十四号)第二十二條第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号(内閣府本部の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件)の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

別表中「政策統括官(科学技術政策担当)」を「政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)」に改める。

附 則
この告示は、平成十九年十二月十五日から施行する。

○内閣府告示第六百七十号
構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 釜石市

二 構造改革特別区域の名称 津波物流特区

三 構造改革特別区域の範囲 釜石市の区域の一部(釜石港地域の一部分)詳細は内閣府において閲覧に供する。

四 特定事業の名称(番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。)・重量物輸送効率化事業(二二〇五(二二一四))

○内閣府告示第六百七十一号
構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 釜石市

二 構造改革特別区域の名称 津波物流特区

三 構造改革特別区域の範囲 釜石市の区域の一部(釜石港地域の一部分)詳細は内閣府において閲覧に供する。

四 特定事業の名称(番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。)・重量物輸送効率化事業(二二〇五(二二一四))

○内閣府告示第六百七十二号
構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県柴田郡柴田町

二 構造改革特別区域の名称 柴田町少子化対策臨時保健師及び保育士職員の任用期間の延長特区